

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻76号 95/1 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131
市芦反弹圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 1995年2月1日(水)AM10~12 申立人(小川)主・反対尋問
3月1日(水) 申立人(石橋)主・反対尋問
(会場は芦屋市役所東分庁舎2階会議室)

いよいよ地裁提訴へ 本年も引き続きご支援を

市芦救援会事務局

昨年は温かいご支援をいただきありがとうございました。本年も引き続きのご支援をよろしくお願い申し上げます。

昨年は鈴木先生強配事案、六人の先生方の強配事案のうち、滝山、森村両先生の申立人証言を終えました。弁護団の先生方のご協力のもと、詳細な陳述書が提出され、配転の処分根拠を全面的に崩してきました。本年夏には結審を迎える予定です。

一方で、昨年十一月三〇日に、別件審理として進められていた長瀬事案(一九八八年強配)に対する裁決が出ました。教員としての採用を「動機に過ぎない」とし、本人同意なしの他職種への転職を是認した内容です。しかも、処分者側主張を越えてまで人事裁量権を無制限に是認するというものです。

このことは、教員の身分保障を規定した教育基本法を歪曲したものであり、市芦の先生方だけの問題に留まらず、全国の教員にとってその身分保障を犯すものといわざるを得ません。

申立人、弁護団は、市公平委員会がもはや「公平」的立場を放棄したものと判断し、支援組織と協議の土地裁への提訴に踏み切る決意をしました。市公平審と並行しながら、この七年間の公平審資料を活用しての公判闘争に新たに入っていくことになります。

長年にわたるご支援の上に、今後ともご支援をいただくことでしか闘い抜けません。よろしくお願い申し上げます。

提訴決起集会への結集をお願いします。

◎二月五日(日)午後一時半 芦屋市民センター 四〇一室

も／く／じ

第64回、65回公開口頭審理報告

「1ヶ月学校混乱」の証言に、土・日を除けば半月とねぎる愚かな寺内代理人……………救援会事務局…………… 2

分離事案に裁決

処分者の破綻つくり公平委員会……………兵高教市芦分会…………… 4

抗議文 公平さを欠いた公平委員会の姿勢に抗議する……………兵高教市芦分会…………… 6

現行法・判例を歪曲した裁決……………救援会事務局…………… 7

提訴決起集会に結集しよう……………兵高教市芦分会・市芦救援会…………… 10

幹事会報告 9/メッセージ 9/活動日誌 10/

第六四回、六五回公開口頭審理報告

「一ヶ月学校混乱」の証言に、土・日を
除けば半月とねざる愚かな寺内代理人

市芦救援会事務局

去る一月三〇日、二月二六日の二回にわたって、森村先生の強配に関する主・反対尋問が行なわれました。(陳述書は前号掲載)

教育職と有教員免許者を意図的に混同

反対尋問は、市芦における教育活動、組合活動略歴(助教諭の正規職員化闘争)、「公務の必要性」について(教育職員の図書館への配置、配転後の仕事、事務分担、英語科教員の任務、司書の仕事等)、本人特定理由と配転後の学校体制(英語科の臨時教員の問題、授業の混乱、教員配置、持ち上り制の解体、外国人講師等)、不当労働行為(一九八〇年度強配、井上メモ等)等に関して行なわれました。

しかし、この間の申立人への反対尋問と同様に、客観的事実の裏付けのない推測とこじつけだけの反対尋問に終始していました。

しかも、臨時教員が六名中三名も配置されていた英語科の教員配置の中で、正教員の森村先生を特定して配転させたことの問題点については一切反論してないのです。

小川先生の主尋問は次回二月一日に継続。

されてないでしょう。
森村 教員免許の有無はわかりません。
寺内 わからんでしょ。
申立人代理人分銅 本人は教育職がいらないと言ってる。それを勝手に教員免許と言いつて質問されてる。
寺内 では、教員であった方が配置がえになって図書館にきた方があるかないか。
森村 阪神間はきいてません。会議で私が指導員で教員だと答えると、みんなびっくりして、うちはいないと言っていましたから。
寺内 少くとも阪神間で、あなたが接した人から聞いた範囲のことですな。
森村 林館長も言っておられます。
寺内 あなたの認識はどうなんですか。
森村 いてません。

傍聴者 認識の問題とちがう! どの図書館に教育職が配置されてるか、寺内君が言ったらどうや! 調べもせんとするやうなよ!

配転されたら仕事内容を聞け

教員が突然図書館に配置されたということとで、当時の館長も前例のない人事として大変おどろいていたことが申立人証言で明らかにされています。新図書館建設を目前にして司書が必要であった事実も明らかにされた中で、処分者側は、ともかく「公務の必要性」があ

ったことを引き出そうと尋問しましたが、事実に基づく証言で反論され、処分者側のデッチ上げの事実が一層明らかになりました。

寺内 配置がえになったんだから、まず仕事は何ですかという質問をされなかったのか。

森村 はい。教員がなぜ図書館に配置になったのかわかりませんから。

寺内 違法な配転だから仕事はしなくてもいいという発想ですか。仕事を聞くのは当然でしょう。

傍 配転させといて言うことか! まず本人に当局が説明するのがスジやないか!

寺内 館長から仕事の説明がありましたわな。

森村 ありません。

寺内 では、いつ、どこで聞かれたのか。

森村 館長補佐から、新館への引っ越しの準備の手伝いと聞きました。

寺内 どんな内容ですか。

分銅 引っ越しの内容までどうして聞く必要があるのか。陳述書を出し争点を整理している。時間つぶしの尋問以外に考えられない。

寺内 仕事内容については具体的に言われている筈ですから、当時の説明を聞いている。それが引っ越しの手伝いやないか!

図書館に英語科教員は必要?

寺内 市民から英語の本を入れてほしいとの

要望は。

森村 むしろ日本の本を充実して入れていくことの要求が多い。

寺内 図書選定に際してのアドバイスは。

森村 そもそも原著類の購入は困難であり、市民からのリクエストも皆無に近い。

寺内 読書指導の企画は図書館としてないのか。

森村 ありません。むしろすべきじゃないという意見が多い。公共図書館の責務として利用者のニーズに応えるということが大切。学校図書館とはちがう。

学校混乱もわずか一ヶ月だけ

英語科教員については異動も多く、一九八五年には六名中三名が臨時教員という異例の体制となっていました。その中で臨時教員を残して正教員の申立人を異動させなければならぬ理由はなく、またその結果においても、授業の混乱が続いていたことが証言されていました。寺内代理人はその混乱について、まったく常識ハズレの尋問をくり返し、教育への無知にとどまらない、生徒のことなど眼中にない尋問は、まさに松本教育改革の代理人にふさわしいものでした。

寺内 配転後、英語の授業に体育の先生を入れてたとの証言ですが、障害児のとり出し授

業のことではないですか。

森村 そうとは限らない。

寺内 何か安全教育(?)のために入れておられたんじゃないんですか。

傍 障害児がムチャすると言っても言うんか!

寺内 四月の一ヶ月間混乱したとの証言です。

森村 時間割すら組めなかったという事です。寺内 一ヶ月といっても、八日の始業式から土・日曜を除いていくと一五・六日位ですね。

傍 何のための計算や! そんな話を生徒や親の前でして! 生徒の教育権をどう考えとんや! (あまりの非難に一同激怒)

寺内 市芦で学年持ち上り制が解体されたとの証言ですが、そもそもそういう学校は他にないでしょう。

傍 一杯あるぞ! ○○高校、××高校、△△高校・・・

寺内 英会話に外国人講師を入れたが授業に悩んで五回も変わったとの証言ですが。

森村 そもそも教科に何の話もなく、授業の検討もされずに形だけつくろうとした結果だと思えます。

寺内 いや、VISAの関係でやめられた講師がおられたんじゃないですか。

傍 そんな講師をやった市教委が無責任やということやないか!

分離事案に裁決

処分者の破綻つくり公平委員会

兵高教阪神支部市芦分会

昨年一月三〇日、私達の併合審理とは分離し、別件審理として進められていた長瀬事案（一九八八年強配）に対して、配転は正当とする裁決が出ました。

長瀬事案の申立人主張を紹介し、以下、組合としての裁決批判、抗議文を掲載します。

長瀬先生の主張

(1) 不利益処分

イ、教員特別手当等の喪失

ロ、配置先は谷崎潤一郎記念館で、職務内容は単なる手伝いであり、教員の経験や知識を生かせるものではない。

ハ、谷崎文学は、その扱うテーマから特異な文学であり、申立人は好意を持てず、その業務に関わらなければならないことは苦痛である。

ニ、教員身分から指導員への転任処分は、異例の降格処分である。

ホ、教員には法的に研修権が保障されている

が、指導員にはない。

(2) 雇用契約違反

教諭として採用されたものであるが、本件処分は教育の職務とかけ離れた職種への転職であり、雇用契約違反である。

(3) 不当労働行為

転任により、組合活動に参加する現実的基盤、条件を奪われ、組合活動が妨げられた。

(4) 人事権、裁量権の濫用

イ、本人の意思や事情を無視した一方的な配転であり、教育基本法第6条第2項に照らして違法。

ロ、配転先の職務が、教員としての経験、資質に付加するような意義が認められない違法な職種変更であり、人事権の自由裁量権を逸脱する。

ハ、教育改革に反対する組合員への報復人事ニ、その職務内容も不明確な事務職員たる指導員へ教員を配転したことは人事権の濫用である。

ホ、教員異動に際し教科バランスを考慮した

というが、無視されている。

へ、教職員数の適正化を背景とする異動というが、定数内に助教諭が含まれており、本件転任処分は定数削減と無関係である。

ト、女性教員数が他の公立高校と比較して極端に少なくなり、女性教員から辞めさせていこうとする女性差別行為である。

処分者側主張のみ採用

裁決書は先に結論ありきで、併合事案も含めて処分者に勝たせるという前提のもとに、

「教員の身分保障」「公務上の配転の必要性」「配転先の職務内容」「本人の特定」「不当労働行為」「労働条件上の不利益」などの各争点で、ことごとく処分者の主張を受け入れている。特に、「教員の身分保障」に関する部分は、私たちの併合事案の最大の争点であり、広範囲にその影響が懸念される。

教育職から事務職への「転職」

ではあるが、不利益はない

裁決書は、「指導員が教職員であることを裏付けるものは見当たらない。従って、指導員は社会教育に携わる事務職員である」「本件処分は、教育職から事務職員である指導員への転職」と認めた。

処分者の、「教員身分を有したままの配置換

えであるから、異動に本人の同意はいらない」との主張はここで根幹において崩れたのである。

「配置換え」との主張が崩れ「転職」であったこと、「教員身分を有したまま」との主張も崩れ「教員身分を喪失している」こと。この2点において、当然、転任にあたっては本人の同意が求められるなければならないことになる。

さらに、指導員身分についても「上司の命令を受けて職務にあたる立場であり、学校における教育職に比してその業務の独立性が少ない地位であることが明らかである上に、直ちに係長等に昇格しうる身分ではなく、従って、その点において本件転任処分は申立人に対し不利益を与えるものであると言える」として、「指導員」身分の不利益性を認めている。ところが、次の一言ですべてが覆される。「むしろ、異種間の給料面の比較が重要であり、その点で、不利益はない」と、転職の是認を前提として、給料面の比較だけが重要だという。これでは、給料面の適用さえ変えなければ、どこへ、どんな身分で配転してもかまわないことになる。また、事務職員に対して「教育職給料表」が適用されることは是非は一切論じられていない。

教員採用は「教員にのみ採用された」

ものではない？

常識からかけ離れたおかしな理屈だ。これでは何のための教員採用試験かと問いたくなる。

処分者は、「芦屋市立芦屋高等学校の教員」としてのみ採用されたものではないことは多言を要しない」と、公務員に採用されたのだから本人の同意なしに学校以外の場所へ教員以外の職で異動させることができる主張していた。ちなみに、市芦の教員は、「芦屋市公立学校教員に採用する」との採用辞令をうけ、これに該当する芦屋市立学校は市芦しか存在しない。

裁決書は、この処分者の主張を全面的に採用した。「採用時には高校勤務を前提としているが、それは採用の動機にすぎず、将来を拘束するものではない」と述べて、教員として採用しても、採用後は処分者の無制限の自由裁量により教員身分を奪うことも可能とした。教育の自由を支えてきた教育基本法の教員の身分保障項目は、芦屋市の公平委員会の中で機能を停止させられた。

学校教育と社会教育の職場間での

配置換えは是認される？！

このことを、処分者は一切主張していない。にもかかわらず転職を正当化する方便の一つとして、裁決は処分者の主張を踏み越えて強引にそれを補強する。

「学校教育と社会教育は隣接し、かつ、関連する領域であり人事面でも交流、連携することが望ましく、一般的には両者の職場間での

交流の配置換えは、当然、是認されるべきことである」「社会教育審議会答申によって、

・具体的には学校と社会教育施設の相互の関係の強化の必要性、特に人事面の交流の必要性が指摘されたことは公知の事実である。」こうして、裁決は「学校教育と社会教育の人事交流」を一般化して承認し、これによって、教員の身分を喪失させる転職を正当化する。

ところが、社会教育審議会答申は、「第1に社会教育主事の充実と処遇の改善と身分の安定、第2に過渡的に社会教育主事と有資格者の教員との交流」を挙げているのであって、答申を読めば「学校と社会教育施設の人事面の交流」などと無制限に一般化していないことがすぐ分かる。ましてや、「指導員」などという「身分不定の職」に、任命権者の恣意によって配転するなどは、答申に大きく反しているといわざるを得ない。

また、処分者が書証として提出した高知地裁判決でさえ、「三年で学校へ復帰させるという短期間のものでも、教員の社会教育への転職は」教員としての地位を喪失させてこれとは職務内容の相当異なる社会教育機関の職に就かせるものであるから教員の身分保障の見地からも、また、社会教育と学校教育の連携の必要性及び社会教育に携わることの教員にとっての有用性の見地からも当該教員の同意のもとに意欲的に本件社会教育主事の職務

を遂行することができるようにすることが望ましいことはいままでもない」と、教員への配慮を欠いた異動を戒めている。

芦屋市公平委のいうように無原則に「学校教育と社会教育の人事交流」を認めたものではない。

裁決は、答申や判例を歪曲して処分者側を有利にするために利用したにすぎない。

教育基本法は、教員の意に反する 転任処分を禁じていない?!

教育基本法第6条第2項は、「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。」と述べ、教員の身分保障の重要性を指摘している。

ところが、裁決は「確かに教員の特殊な地位の考慮やその身分についての尊重は必要であるが、(大学学長や裁判官のような身分保障の規定はなく)教育基本法第6条第2項も教員の意に反する転任処分を絶対に禁止する趣旨ではない」として、教員の身分保障を一蹴する。裁決書のどこを探しても教員の特殊な地位を考慮しその身分の尊重を吟味した箇所は存在しない。

前述の高知地裁判決(処分者側書証)でさえ、

分離事案に裁決

現行法・判例を歪曲した裁決

審理の争点に関して、処分者側が書証として提出した二つの判例をめぐり芦屋市公平委員会がどのように法解釈を歪曲しているか以下述べてみる。

教育基本法の解釈を歪曲

公立高等学校教諭を県立青少年の家の社会教育主事として転任させたことを正当とした高知地裁判決(一九九三年三月二二日判決)では、「教員の身分の尊重を一般的に規定するものに過ぎず(中略、大学学長等は教育公務員特例法で身分保障規定がある)高校教員については、その同意がなければ転任されることはないとの原則を導き出すことはできない」としている。

裁決書は、その判決部分を採用し申立人の主張を退けているが、判決文の次の部分を意図的に除いている。

即ち、教育基本法の中の教員の身分尊重の規定を紹介して、「県教委の自由裁量権にも

「(教育基本法の身分尊重の規定により)県教委の自由裁量権にも右教員の身分尊重の原理から自ずから合理的限界が存すると解するのが相当である」として、相当の合理性が要求されるとの制限が加えられている。この制限もまた、裁決は意図的に無視している。教員の身分保障を定めた教育基本法第6条第2項を「意に反する転任処分を絶対に禁止する趣旨ではない」とだけしか読みとらない公平委員に、私たち教員の審理は裁けない。

抗議文

一九九四年二月二六日

芦屋市公平委員会 殿

芦屋市立高等学校教職員組合
執行委員長 小川 文夫

公平さを欠いた 公平委員会の姿勢に抗議する

一九九四年一月三〇日付で別件長瀬事案(昭和六三年(不)第二号)に対する裁決書が出された。その内容を詳細に検討した結果、次の点において公平委員会の公平さに欠ける姿勢が確認された。

1、処分者側主張は一方向的に、しかも十分な

立証もなしに受け入れ、逆に、申立人の主張は、厳しく立証を求め、証言等については「措信しない」として切り捨てている。

2、教員の身分等に関する法律、これまでに確立している判例を十分に検討せず、処分者側提出の書証(判例)のみを使用し、しかも、それを処分者の都合がよいようにつまみ食いするという形で採用している。申立人側の鑑定書等については一顧だにしていない。

3、争点となった各要素を、「人事権・裁量権の濫用の有無」の判定に向かって総合的にとらえず、意識的に分解・分散処理することによって、「このことのみをもって……いえない」等の言い回しの詭弁により、ことごとく否定するという文書構成上の作為が見られる。

これらによって、任命権者の裁量権の濫用を戒め、その犠牲となる公務員労働者の救済の目的を持って、公平な立場から不服申立を審理することを目的とした公平委員会の、本来の機能を放棄したものと判断せざるを得ない。私たちは、こうした公平委員会の姿勢に怒りを感じ、強く抗議する。

私たちは、公平委員会が、任命権の恣意的行使を是正・排除するという本来の公平機能を取り戻し、独立した立場から公平に不服申立の審理にあたる姿勢を取り戻されることを強く要請する。

を事前に十分に徴すべき手続き」等の十分な吟味が必要であるとし、本件の手続き上の遺漏について指摘もしているのである。

しかし、裁決書は、見事に上記部分を無視し、結論部分のみを一般化して本件処分に当てはめるといふペテンを行っているのである。しかも、処分者側書証として提出された、松川文部省教育助成局地方課専門職員「教育公務員の異職種への転任に関する二つの事例」(以下、松川論文と略)の中においても、上記の判決文の自由裁量権に関して、教員の身分保障の観点からの歯止めについて解説をしているのにも関わらずである。

教員の特殊性を無視した転任の解釈

幼稚園長を郷土資料館主幹補として転任したことを正当とした高松地裁判決(一九九一年九月三〇日判決、一九九三年九月六日高裁判決)では、職員の異職種への転任に関して「地方公務員である教員として採用した者を同一地方公共団体内部の教員又は他の職員に転任させるについてはそれが任命権者を異にする場合であっても当該教員の同意を必要とする旨の規定は存しない。また、採用時の同意が、教員としての職務の従事に限定されたものと解すべき理由もない。

したがって、転任は任命権者の自由な裁量

市芦救援会事務局

に属し、転任の必要性、合理性の観点からみて裁量権の濫用又は逸脱があった場合に初めて転任が違法となると解するのが相当である」と判断した。

裁決書は、その判例を書証として提出した処分者側の主張をさらに大きく踏み出して、まず、教職員としての採用に関して、「本件高校での勤務を前提とすることがあったとしても、それは単なる動機に過ぎず、当事者、少なくとも処分者を将来にわたって拘束するものではない」と結論付けている。

「単なる動機」とすれば、教員の専門的職員としての位置付けもなく、地方公務員採用試験という枠組だけでよいとなり、これは暴論という他ない。

文部省ですら教員の転任に慎重

しかも、前記の松川論文においても、公務員の転任で、採用時に職種が限定されている場合には、当該職種の範囲内でのみ任命権者の自由裁量によって行うことができ、他の職種に転任させる場合には改めて本人の同意を得ることが必要であるとした判例があることを紹介しているのである。

そして、さらに「採用に当って特別な資格を必要とする職員や一般の職員と比べて特別な身分取扱がなされている職員を他の職種の

職に転任させる場合には、通常の転任の場合以上に、その合理性や必要性が求められる」と言及している。

さらに、「高等学校以下の教員については一般の職員と比較して、①教育職員免許法、②教特法、③人材確保法、④教職員給与特措法などの特殊性があり、教員以外の職への転任によって、身分取扱においてかなり大きな変更を伴うことは事実である」と、教員の転任に関する慎重な対応を記しているのである。しかし、裁決書は上記の部分をもたもや意図的に排除して、処分者側主張をさらに大きく踏み出した解釈をおこなっているのである。

人事交流という名による転職の正当化

そして、裁決書はさらに、処分者側が書証にも提出せず、それゆえに主張もしてこなかった「学校教育と社会教育の人事面での交流」にまで言及し、転職の解釈を大幅に拡大しているのである。

即ち、「学校教育と社会教育は隣接し、かつ、関連する領域であり、人事面でも交流、連携することが望ましく、一般的には両者の職場間での交互の配置替えは、当然、是認されるべきことである」と言いきっている。

処分者側の提出した前記高知判決さえ、学校教育と社会教育の職務内容の相違点を示

し、自由裁量権の合理的限界が存することを明記しているにもかかわらずである。

社会教育審議会答申を意図的に歪曲

さらに、昭和四十六年社会教育審議会答申を例に出して、学校教育と社会教育の関係強化に触れ、「特に人事面の交流の必要性が指摘されたことは公知の事実である」と豪語してはばからないのである。

しかし、同答申には裁決書に言うところの一般的な人事交流を指摘した「公知の事実」は一切述べられていないのである。

答申では、「社会教育における指導者」で「学校教職員からの任用制度の拡充を考えるべき。学校教職員と社会教育主事との交流によって、学校教育社会教育との相互連携の緊密化を図ることは、生涯教育という視点からみきわめてたいせつなことである」と述べており、社会教育主事と教職員の交流を強調しているのである。

申立人らは指導員として配転されており、社会教育主事は、教特法に規定される専門的教育職員である。

にもかかわらず、裁決書は上記の答申内容を歪曲し、そして、指導員としての配転に合理性や必要性があると無理やりこじつけた処分者側主張を採用し、正当化したのである。

これは、もはや詐欺としかいいようがない。

政治的裁決

以上、審理の争点にかかる裁決書の記載を検討するかぎり、法解釈において極めて恣意的で、かつ、現行法を歪曲した解釈と、わずかに二例の判例を無原則に随所で歪曲化して採用するという事実が明白となっている。

しかも、処分者側が主張していないことでも、現行法を大きく踏み出した解釈によって補強する態度は、もはや、公平委員会として

幹事会報告

救援会事務局

昨年一一月末に別件長瀬事案に関する裁決が出て、私達の審理に共通する争点に関して極めて不当な内容であることから、私達の今後の方針をめぐって幹事会を二月一五日に開きました。

年末で多忙な折、支援する会、芦教組、園田学園中高教組の幹事の方々のご出席のもと協議いただきました。幹事の方々に厚く御礼を申し上げます。

まず、事務局から裁決書の分析、問題点の報告を行ったあと、今後の方針についての協

の自主性の放棄である。それは、政治的な判断による裁決と呼ぶしかないのである。

とりわけ、教員身分を喪失する転職に関して、公平委員会として「教育職から事務職員である指導員への転職」と規定した上で、是認している。

このように、処分者側主張をこえた解釈を一方的に行い、本件転任処分の正当性を裁決するということに、本件裁決の政治性が端的に現れているのである。

申立人、弁護士、市芦分会として、市公平委の政治性が明白となった上は、地裁に提訴し教員の身分尊重、裁量権の逸脱について闘うとの考えが示されました。

幹事の方々からは、公判闘争のきびしさを踏まえながら、原則的にその方針を支持いただきました。あわせて、救援会組織（会員、財政）の拡大強化、公判闘争を囲む運動の創造等についてのとりくみの必要性が強調されました。年明けに提訴し、一方で公平審を継続してこの七年間の審理資料を地裁に提出していくことで、公判闘争の充実をはかることも確認されました。

二月五日の提訴決起集会で会員、支援の方々に詳しく報告しますので多数で参加下さい。

メッセージ

昨年一〇月の市芦反弾圧闘争八周年集会に対して、左記のメッセージが届けられております。通信紙面の都合上前号に掲載できなかった点をおわびし、ここに掲載いたします。

なお、本文中の控訴審判決言い渡し日は、その後変更となり、本年二月二十四日（金）とのことです。力強いメッセージに重ねてお礼を申し上げます。共に闘いましょう。

市芦反弾圧闘争八周年集会・市芦救援総会に結集の皆さんの御奮闘に心から敬意を表します。

石播重工に対する不当解雇撤回の闘いは、貴会、各位をはじめとして多くの労働者に支えられまして八年目に入っており、控訴審の場と地域での闘いのいっそうの強化と広がりを目指して取組みを進めています。

石播の緊急対策のなかでくりひろげられた『希望退職』という首切り、『転勤』という首切りを法廷で訴えつづけています。地域でも朝ビラ、地域ビラ、全戸署名オルグ、神戸集会、一〇万人署名、石播関西支社抗議行動等々、精いっぱい取り組んできました。

皆さんからの署名は一審と合わせて八万一千七十七筆、二二一団体にのぼり裁判所に提出し、生活費、闘争資金作りのために物資販

売「喜多方ラーメン」は、毎年冬に取組み七回合計で五三、七九五箱に上っています。

この上に、夏のカンパ、傍聴支援、集会や行動へのご結集等々多大なご協力ご支援をいただいておりますことを重ねまして御礼申し上げます。

控訴審裁判は七回の審理を終えて二月一日に判決言い渡しと決まりました。今は判決に向けて取組みを集中すべく準備を進めています。その節はさらなるご協力とご支援をお願いいたします。

市芦反弾圧闘争

提訴決起集会に結集しよう

またも、すべての職場で人減らし、首切りが広がっています。紙切れ一枚で家庭も職場も奪い、人間らしく生き働きつづけようとすれば首を切る資本。働く者は怒り、団結し連帯して闘いつづけていくしかないと教えています。

貴会、貴労組各位に連帯し闘いを前進させることを誓いメッセージといたします。

一九九四年一月二日

小寺政広君を守る会

小寺 政広

兵高教市芦分会・市芦救援会

私達は、地裁への提訴によって新たな闘いに踏み出すことを決意しました。今まで長期間にわたって支援していただいた方々には、さらに一層のご支援をいただき、救援体制の強化をお願いするものです。

左記集会に多数の方々の参加を訴えます。

日時 一九九五年二月五日(日)

午後一時半～三時半

場所 芦屋市民センター四〇一室

活動日誌(抜粋) 1994.11.30～1995.1.6

- 11・30 第六四回公開口頭審理(森村先生主尋問)、別件長瀬事案に不当裁決出る。
- 12・3 現代史を考える集い。
- 5 通信No.74発送。
- 7 法対会議。
- 8 申立人・分会執行部会議。
- 9 支援する会事務局と打合せ。
- 13 分会会議。
- 15 救援会幹事会(長瀬裁決、提訴問題)事務局会議。
- 17 弁護団会議。
- 19 兵高教県高支部執行委員会にオルグ。兵高教本部、阪神支部と打合せ。
- 25 通信No.75発送。
- 26 第六五回公開口頭審理(森村先生反対尋問、小川先生主尋問)。
- 1・6 事務局会議。

訂正とおわび

通信No.74で、下記の文章が抜けていましたので、訂正してお詫び申し上げます。

○P10 上段 右はし 1行

用しなければならなかったことは、私の強制

○同 中段 右はし 1行

必要な先生であるという具合に校長から強く

別件事案裁決は、市芦教員だけの問題に留まらず、全国の教員にとってその身分を犯すものと言わざるを得ません。とりわけ、生徒数の減少を前に、教員を行政事務職に転職させることで教員削減をはかるという動きを招きかねません。

このような人事裁量権の無制約を許すことは、長年にわたってかちとられてきた教員の身分保障の闘いを一気に後退させるものではないでしょうか。